

改正健康増進法・神奈川県条例における施設区分

県条例	健康増進法	施設の類型		喫煙区分
県第1種施設	第一種施設	受動喫煙による健康影響が大きい、子どもや患者等が主として利用する施設および行政機関の庁舎		敷地内禁煙  ※屋外の必要な措置がとられた場所に喫煙場所設置可
		学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校（主に20歳未満の者が利用するものに限る）など	
		病院	病院、診療所、助産所、薬局、介護医療院、介護老人保健施設、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所など	
		児童福祉施設	保育所、児童福祉施設、児童厚生施設など	
		行政機関の庁舎	国・地方自治体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る） ※国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、政策や制度の企画立案業務と類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設であって、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設（警察署、消防署、保健所、児童相談所、福祉事務所など）も該当	
県特定第1種	第二種施設	多数の者が利用する施設のうち、 <b>第一種施設および喫煙目的施設以外の施設</b>		原則屋内禁煙  ※基準を満たす喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置可（県特定第1種施設は、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は不可）
		(県特定第1種施設)	劇場、映画館、観覧場、集会場、運動施設、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通機関の旅客施設、図書館、社会福祉施設、遊園地、動物園など	
			オフィス、事務所、飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラオケボックスなどの娯楽施設、その他のサービス業を営む店舗(クリーニング店、不動産店、理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所など)	
県第2種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供施設	2020年4月1日時点の既存店舗で客席面積100㎡以下かつ個人経営または資本金5,000万円以下の会社が経営する飲食店	喫煙可（要届出）
		喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設		喫煙可
		公衆喫煙所	施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするもの	
		喫煙を主目的とするバー・スナック等	バー・スナック等のうち、たばこの販売許可を得て対面販売（出張販売を含む）をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うもの ※一般的なバー、スナック、居酒屋等は、飲食が主目的の飲食店（第二種施設）であり、喫煙目的店には該当しない	
		店内で喫煙可能なたばこ販売店	たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売については、販売許可を得て対面販売をしている場合に限る）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く）	
県特定第1種施設	旅客運送事業自動車等 (公共交通機関)	旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機（バス、タクシー、旅客機など）	禁煙	
		旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶	原則屋内禁煙  ※基準を満たす喫煙専用室の設置可（路線等の起点及び終点の所在地が神奈川県内にある場合、条例上加熱式たばこ専用喫煙室の設置は不可）	
	家庭や屋外等	改正健康増進法の適用除外の場所：①人の居住の用に供する場所（家庭、職員寮の個室、老人ホームなど入所施設の個室など）、 ②旅館、ホテル、宿泊施設の客室 屋外：第二種施設等の屋外の場所、路上、公園等、第一種施設の屋外を除いたもの ※令和7年7月から川崎市内の公園は原則禁煙となりました		配慮義務

注1. 専ら特定の者が出入りする事務所・オフィスは、神奈川県条例の直接の対象ではなく、健康増進法および労働安全衛生法が適用されますが、規制内容は同等となります。

注2. 県条例では上記以外に「特例県第2種施設」の区分がありますが、これについては「特例県第2種施設について」のPDFファイル（「受動喫煙防止対策」のページ内）をご覧ください。